

本市の対応変更方針

政府は1月7日に「緊急事態宣言」を首都圏1都3県を対象に発出しました。

また、大阪府においても、「緊急事態宣言」発出を週明けに国に対し要請する見込みとなっております。「緊急事態宣言」が大阪府にも発出されますと、大阪府緊急事態措置を実施することとなります。今回は、それまでの間の対応として、大阪府の方針(レッドステージ(非常事態)1の期間(1月9日～緊急事態宣言発出まで)を受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとし、期間は1月9日～緊急事態宣言発出までとする。

また、本日付けで、**新型インフルエンザ等特別措置法第34条第1項の規定に基づく市対策本部とする。**(緊急事態宣言終了時まで)

記

1. 市民への呼びかけ

- ・ 緊急事態宣言が発出されている1都3県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)との往来を自粛すること
- ・ 不要不急の外出を自粛すること
- ・ 成人式前後の懇親会への参加はしないこと

※現在、市民に呼びかけている内容については、継続して要請を実施。

- ・ 「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

- ・ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、休暇を取得するとともに、早めに検査を受診すること。
- ・ 業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッカーの導入)していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。
- ・ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること。

2. イベントの開催について

- ・ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- ・ 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり

- ・全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- ・全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応
- ・適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請する

時期	収容率		人数上限	別表
11月21日～11月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ----- 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 ----- 50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度 (両方の条件を満たす必要)	
12月1日～当面2月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの (※2) ----- 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 ----- 50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度 (両方の条件を満たす必要)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
 ※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限る。「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	・入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者の把握が可能	・入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント(例)	・展示会(人数等を管理できるイベント) ・地域の行事	・全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	・入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。 ・それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。	・当分の間、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

※詳細：令和2年11月12日付国事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」参照

3. 施設(事業者)について

- ・ 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、緊急事態宣言が発出されている1都3県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)との往来を自粛すること
- ・ 従業員等に対し、不要不急の外出を自粛すること
- ・ 従業員等に対し、成人式前後の懇親会、新年会への参加はしないこと
- ・ 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
- ・ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診すること
- ・ テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

- ・業種別ガイドラインを遵守(感染防止宣言ステッカーの導入)していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
- ・寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気(CO2センサーの活用による確認等)を実施すること
- ・飲食店においては以下に留意すること
 - ・パーテーションの活用
 - ・斜め向かいに座る
 - ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用(食事中のマスクの活用を含む)
 - ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認
- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- ・国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること

★上記要請に加え、特に高齢者施設、医療機関等へのお願い

- ・職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診をさせること
- ・職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策(マスクの着用、手指消毒等)を求めること

★上記要請に加え、大学等へのお願い

- ・寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策(マスクの着用等)を徹底すること

★上記要請に加え、公共施設では

- ・施設ごとに設けた制限を継続するとともに、さらなる制限が必要な場合には、新たな制限を設けるなどの対策を講じること。
- ・下記の対策は、期間内実施する。

① 福祉センター及び地域福祉センターの運営

福祉センター錦溪苑の対応	休館	1月9日～緊急事態宣言発出まで
地域福祉センター(あやたホール)の対応	休館	1月9日～緊急事態宣言発出まで
地域福祉センター(くすのかホール)の対応	休館	1月9日～緊急事態宣言発出まで
障がい者福祉センター(あかみね)の対応		

維持する機能：一部貸室業務および生活介護事業

停止する機能：クラブ、教室など

② コミュニティセンターの運営

小山田コミュニティセンター(キタバあやたホール)の対応 停止する機能：娯楽室

清見台コミュニティセンター(くすのかホール)の対応 停止する機能：娯楽室

日野コミュニティセンター(みのでホール)の対応 停止する機能：カラオケ設備

③ 観客の入場制限や交流スペースや娯楽スペースの閉鎖

4. 今年度の事業やイベントの開催の可否や延期などについて

本部会議で議論した内容を担当課と事務局が調整し、適宜見直しを行った上で今年度事業を進めていくこととし、「状況が変われば中止」としていた事業については、中止の方向で検討すること。「規模を縮小し実施する事業」としていた事業については、実施方法の再検討など、さらなる対策を講じること。

なお、今一度事業の必要性を見つめなおし、実施の判断を見直す議論を進めること。また、実施の場合の感染対策(マスク・消毒・検温・換気・参加者の把握)の強化に努めること。

5. 職場体制について

- ・ 職員及び来庁者の感染予防対策をさらに強化。
- ・ 窓口対応から電話、メール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・ 会議などのあり方をもう一度見つめなおし、対面による会議は、中止または延期し、電話、FAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・ 河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・ テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、交代勤務などの取り組みを推進すること

6. 職員への周知について

- ・ 不要不急の外出を自粛すること
- ・ マスクの徹底(飲食の際も会話時はマスクを着用)
- ・ 手洗い及び消毒の徹底
- ・ 人と人との距離(1～2m)をあける
- ・ 執務室及び会議室の換気を徹底する
- ・ 宴会、飲み会を行わないこと
- ・ 買い物(日用品を除く)、娯楽、会食等については行わないこと

7. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

8. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

9. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。